

琉球大学南米沖縄県系人留学生支援制度の創設について

1. 背景

本学の国際化を進める取組の一つとして、第3期中期目標・中期計画及び国際戦略基本方針（H30.3.27 役員会決定）に「沖縄県系人ネットワークとの連携」の推進を掲げた。その具体的な取組の一つとして平成30年度に当時の学長が南米訪問し、その後4か国の県人会と連携協力に関する覚書を締結した。さらに、令和4年11月に中南米の沖縄県人会長一行が西田学長らを訪問し、その懇談の中で、中南米沖縄県系人との双方向の交流を推進していくことが確認された。

2. 目的

本制度は、南米の各県人会との要望に基づき、覚書における「沖縄県系人子弟学生の琉球大学への留学支援」の取組を推進するため、県人会から推薦のあった沖縄県系人子弟を対象に経済的支援を行うものである。

また、第4期中期目標・中期計画及び琉球大学中期将来ビジョンにおいても「海外沖縄県人会等ネットワークとの連携」を掲げており、本制度は計画及びビジョンの達成に向けた取組の一つとして位置づけるものである。今後は、本制度を活用した沖縄県系人子弟の本学大学院進学等を促す仕組みについて、検討していきたい。

3. 定義

本制度が募集する南米の沖縄県系人（沖縄県出身移住者の子弟）とは、沖縄から南米に本拠地を移し、永住の目的をもって生活している日本人並びにその子孫の二世、三世、四世等を指し、国籍は問わない。

4. 支援対象者

本学との連携協力に関する覚書を締結した次の沖縄県人会から推薦された者

- (1) アルゼンチン沖縄県人会（平成31年2月6日締結）
- (2) ブラジル沖縄県人会（平成31年2月6日締結）
- (3) ボリビア沖縄県人会（平成31年2月6日締結）
- (4) ペルー沖縄県人会（令和3年12月13日締結）

5. 支援内容

- (1) 入学金、検定料及び授業料は免除とする。
- (2) 琉球大学岸本遺贈基金寄附金から、次のとおり奨学金等を支給する。
 - ・奨学金 月額8万円
 - ・留学準備金 40万円※住居料は自己負担とする。（学生寮への入居を推奨する）

6. 支援人数：2名／年

身分は科目等履修生又は研究生とする。
支援期間は一人当たり半年又は1年間とする。

7. 支援制度開始時期：令和6年4月

本制度の実施期間は、第4期中期目標・中期計画期間終了時（令和10年3月）までとする。
※実施の期間延長及び内容については、令和6年度以降に関係機関（各県人会、沖縄県、JICA等）と意見交換を行いながら検討する。